

長崎市有墓地利用申込案内

長崎市資産経営課

目次

- 1 市有墓地利用申込について
- 2 市有墓地利用に当たっての注意事項
- 3 募集区画の位置図、区画図、平面図及び写真
- 4 市有墓地利用申込書
- 5 市有墓地申込取消届
- 6 (参考) 市有墓地使用料の改定について（お知らせ）

1 市有墓地利用申込について

(1) 申込資格

次のすべてを満たすかた

- ・長崎市に住所を有している
- ・現在、市有墓地の利用者ではない
- ・2年以内に墓石を建設できる

ただし、次の事項に該当する方は、申し込みできません。

- ・長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者であるとき。
- ・市税を滞納しているとき。

(2) 申込みの方法

ア 添付の位置図、区画図、写真をご覧になり、募集区画の現地確認をご自身で行ってください。

イ 申し込みの際は、申込者本人又は親族の方が、「市有墓地利用申込書」を記入し、「住民票謄本（本籍の表示があるもの）」、「市税に滞納がない旨の証明（完納証明）」を取得して、下記（3）の申込受付期間内に市役所10階 資産経営課へご提出ください。

ウ 提出書類について虚偽の記載があることが判明した場合は、申込みを無効又は利用資格を失格とさせていただきます。

エ 申込区画は、お一人につき1区画とします。また、同一世帯から複数の方による申込みもできません。

(3) 申込受付期間（長崎市役所10階 資産経営課で受付）

令和8年1月13日（火）～2月2日（月）（土日・祝日除く。）の期間のうち、
8時45分～12時、13時～17時30分

(4) 申込みを取り消す場合

「市有墓地利用申込書」を提出後、申込みを取り消す場合は、令和8年2月2日（月）17時30分までに「市有墓地申込取消届」を資産経営課へ提出してください。

(5) 申込区画を変更する場合

申込後、区画を変更する場合は、再度「市有墓地利用申込書」を提出してください。
ただし、申込受付期間終了後の区画の変更はできません。

(6) 利用者の決定方法

- ア 1つの区画に申込者が2名以上おられた場合は区画ごとに抽選を行い、当選者を決定します。
- イ 当選者が辞退又は失格した場合を考慮し、次点の方を決定します。
- ウ 当選者が辞退又は失格した場合は、次点の方を当選者とし連絡します。
- エ 当選者、次点者、落選者には別途通知します。

(7) 抽選方法について

ア 基本事項

申込書にくじ番号として任意の3桁の数字を記入いただきます。

記入いただいたくじ番号を基に、次の式により算定される値と受付番号が一致する方が当選者又は次点者となります。

- ・当選者式：(くじ番号合計 ÷ 同一区画の申込者数) の余り
- ・次点者式：(くじ番号合計 ÷ 同一区画の申込者数) の余り + 1
※余り + 1 の値以上の受付番号が無い場合は、当選者以外の最も低い受付番号とします。
※くじ番号に記載が無い場合「999」を割り当てます。

(参考例)

○○墓地第○区画

受付番号	申込者氏名	くじ番号
0	長崎 一郎	123
1	長崎 二郎	124
2	長崎 三郎 (くじ番号に記載なし)	999
3	長崎 四郎	125

くじ番号合計：123+124+999+125=1,371

$$\text{くじ番号合計} \quad \text{申込者数} \quad \text{余り} \\ 1,371 \quad \div \quad 4 \text{名} \quad = \quad 342 \quad \dots \quad 3$$

$$\text{余り} \quad \text{受付番号: 3} \\ 3 = \boxed{\text{当選者: 長崎 四郎}}$$

$$\text{余り} + 1 \quad \text{受付番号: 0 (※)} \\ 0 = \boxed{\text{次点者: 長崎 一郎}}$$

※余り (3) + 1 = 4 ですが、この場合、4 以上の受付番号は無いため、当選者以外の最も低い受付番号「0」が次点者となります。

- イ 申込みの取消しを行った方（以下、取消者と表記）がいる場合
 取消者の受付番号は残し、上記当選者式及び次点者式の申込者数として取消人の数も含めます。なお、取消者のくじ番号は当該式に含めません。
- (ア) 当選者式の計算結果、取消者の受付番号と同数字となった場合、当番号の直近の高い受付番号に該当する申込者を当選者とします。
- (イ) 次点者式の計算結果、取消者又は当選者の受付番号と同数字となった場合、当番号の直近の高い受付番号に該当する申込者（当選者を除く）を次点者とします。

※上記1 - (7) - イ- (ア)について直近の高い数字に該当する受付番号が無い場合は取消者以外、同(イ)においては取消者及び当選者以外の最も低い受付番号に該当する申込者を当選者とします。

(参考例)

○○墓地第○区画

受付番号	申込者氏名	くじ番号
0	長崎 一郎	123
1	長崎 二郎	124
2	長崎 三郎（くじ番号に記載なし）	999
3	長崎 四郎（取消者）	125
4	長崎 五郎	127

くじ番号合計：123+124+999+127=1,373

$$\begin{array}{l} \text{くじ番号合計} \quad \text{申込者+取消者} \\ \boxed{1,373} \quad \div \quad \boxed{5 \text{名}} = \quad \boxed{274} \quad \dots \quad \boxed{3} \end{array}$$

※余りに該当する受付番号 3 は取消者のため、直近の高い受付番号 4 の申込者（長崎五郎）が当選者となる。

※余り+1 に該当する受付番号 4 は当選者のため、直近の高い受付番号が次点者となるが、5 以上の受付番号は無いため最も低い受付番号 0 の申込者（長崎一郎）が次点者となる。

- ウ 抽選時点において 1 つの区画の申込者が 2 名の場合、当選者式で当選者を決めた後、自動的に残りの方が次点者となります。

(8) 募集する墓地・区画

墓地名	区画番号	面積 (m ²)	単価 (m ² /円)	使用料 (円)
1 浦上墓地	49	6.89	48,000	330,720
2 浦上墓地	69	8.21	48,000	394,080
3 浦上墓地	75	12.65	48,000	607,200
4 浦上墓地	76	8.21	48,000	394,080
5 浦上墓地	79	6.64	48,000	318,720
6 住吉墓地	165	10.12	60,000	607,200
7 住吉墓地	232	9.13	60,000	547,800
8 住吉墓地	245	8.72	60,000	523,200
9 住吉墓地	294	9.08	60,000	544,800
10 住吉墓地	304	7.63	60,000	457,800
11 住吉墓地	325	9.77	60,000	586,200
12 家野墓地	77	7.89	60,000	473,400
13 家野墓地	257	8.97	60,000	538,200
14 家野墓地	302	10.33	60,000	619,800
15 香焼中央墓地	122	1 区画あたり 400,000 円		
16 香焼中央墓地	195	1 区画あたり 400,000 円		

(9) 利用許可の手続き

- ア 当選された方は、別途送付する「長崎市有墓地利用許可申請書」等を令和8年3月4日（水）までに提出してください。（郵送の場合は上記期日必着）
- イ 申請書受理後、墓地使用料の納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載の納期限までに一括して納付してください。納付が確認でき次第、「長崎市有墓地利用許可証」を送付します。
- ウ 指定期日までに「長崎市有墓地利用許可申請書」を提出しない場合や、墓地使用料を納付しない場合は、当選を取り消しさせていただく場合があります。

2 市有墓地利用に当たっての注意事項

市有墓地の利用に当たっては、次のルールがあります。違反した場合には市有墓地の利用許可を取り消す場合がありますので、利用申込みに当たっては、あらかじめ次の内容についてご了解下さい。

- (1) 市有墓地（以下「墓地」という。）を利用しようとする方は、長崎市に住所を有する（住民票がある）方に限ります。（長崎市有墓地条例第3条）
- (2) **墓地の利用は1人につき1区画のみです。**（長崎市有墓地条例第5条）
- (3) 墓地を利用した後に市へ返還する場合は、既に納めている墓地使用料の返還はいたしません。墓地を使用しないまま返還した場合も同様です。（長崎市有墓地条例第6条第4項）
- (4) **墓地を利用する権利は、他へ譲渡できません。ただし、祖先の祭祀を主宰すべき方への譲渡については、この限りではありません。**（長崎市有墓地条例第7条）

- (5) 墓地の区画内の管理は、利用者に行っていただきます。また、墓地内は清潔に保ち、墓石等に危険がないよう、その保全に努めていただきます。(長崎市有墓地条例第8条)
- (6) 各区画は、現状のまでの利用開始となりますので、墓石等工作物の設置時に併せて区画内を整備してください。
- (7) 次の場合は、長崎市(資産経営課)への届出が必要です。(長崎市有墓地条例第9条)
・塀の改修など区画内の形を変更する場合
・新たに墓石等を据える場合
・すでにある墓石等を取り壊す又は建て直す場合
・樹木を植える場合
※ 墓石等とは、区画の中の墓石や灯ろう、塀などの工作物のことです。
- (8) **許可日から2年以上利用せず放置すると原則利用許可を取り消します。2年以内を目途に墓石等を建立してください。**(長崎市有墓地条例第10条第1号)
※ 市が利用許可を取り消した場合、墓地使用料の返還は致しません。
※ 利用許可を受けてから墓石等を建立するまでの間は「〇〇家の区画」等の表示をお願いします。
- (9) 墓地を利用する権利を他の人に無断で譲渡した場合や、事前の承認を受けずに区画の形の変更、墓石等の設置・変更・撤去、樹木の植栽をした場合には、利用許可を取り消すことがあります。(長崎市有墓地条例第10条第2号)
- (10) 墓地の利用許可が取り消されたときや、墓地を利用する必要がなくなったときは、長崎市に返還しなければなりません。墓地の返還にあたっては、長崎市の指示によって利用者において墓石等の工作物をすべて撤去し、利用前の状態に戻して返還していただきます。(長崎市有墓地条例第11条)
- (11) 浦上、住吉及び家野墓地には駐車場や水道設備はありません。
香焼中央墓地には駐車場はありませんが水道設備があります。
- (12) 墓地にごみ捨て場はありませんので、ごみは各自で持ち帰り、家庭ごみと同様に分別して処分してください。また、墓地近隣の住民が利用しているごみステーションは利用できません。

【問合せ先・提出先】

〒850-8685
長崎市魚の町4-1
長崎市役所 10階 資産経営課 担当 松永
TEL 095-829-1127
FAX 095-829-1248

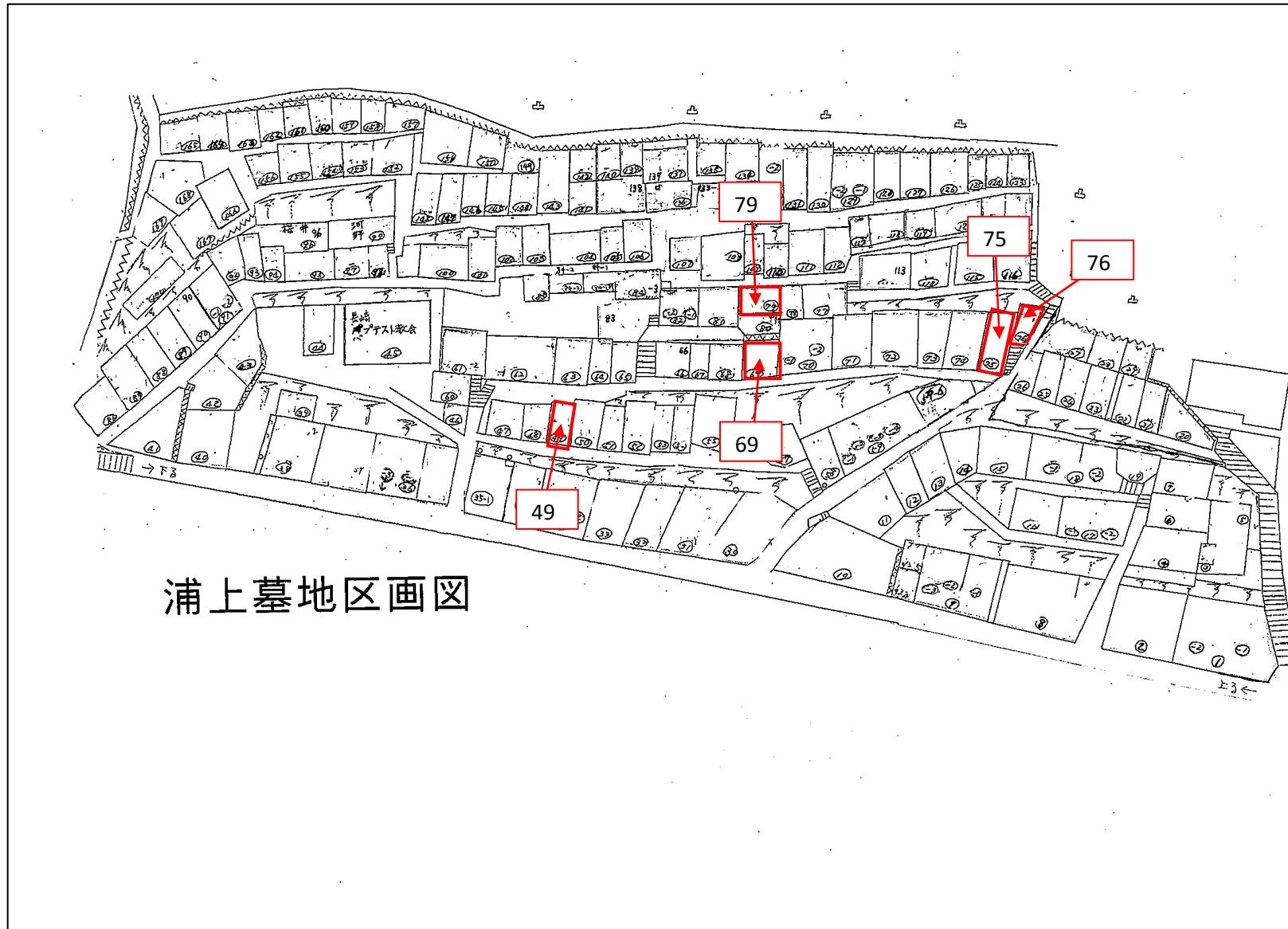
3 募集区画の位置図、区画図、平面図及び写真

(1) 浦上墓地（位置図）

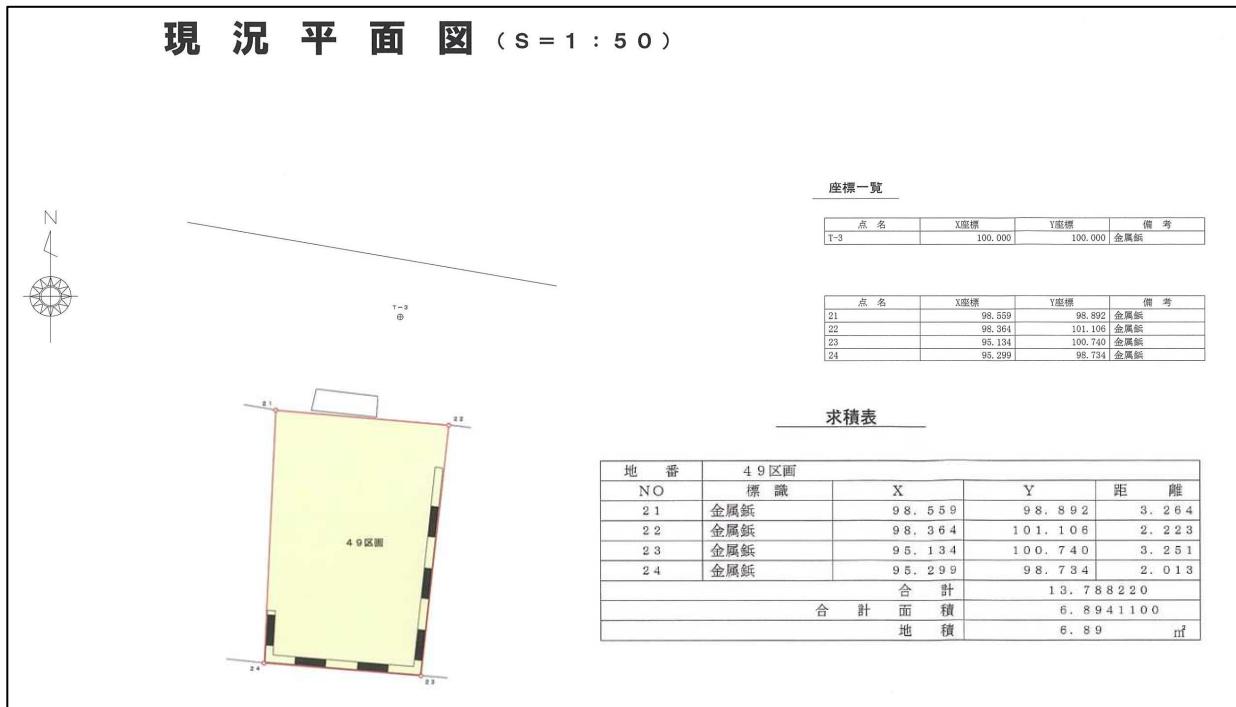


※国土地理院地図を用いて作成

浦上墓地（区画図） 募集5区画

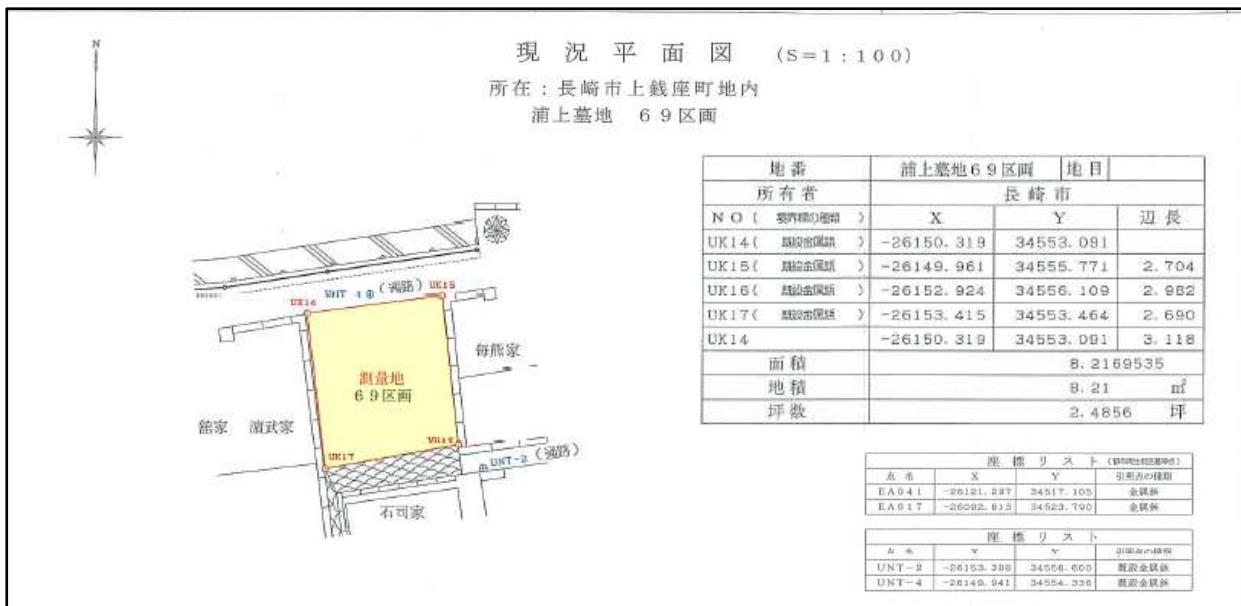


ア 浦上墓地 49区画 平面図及び写真

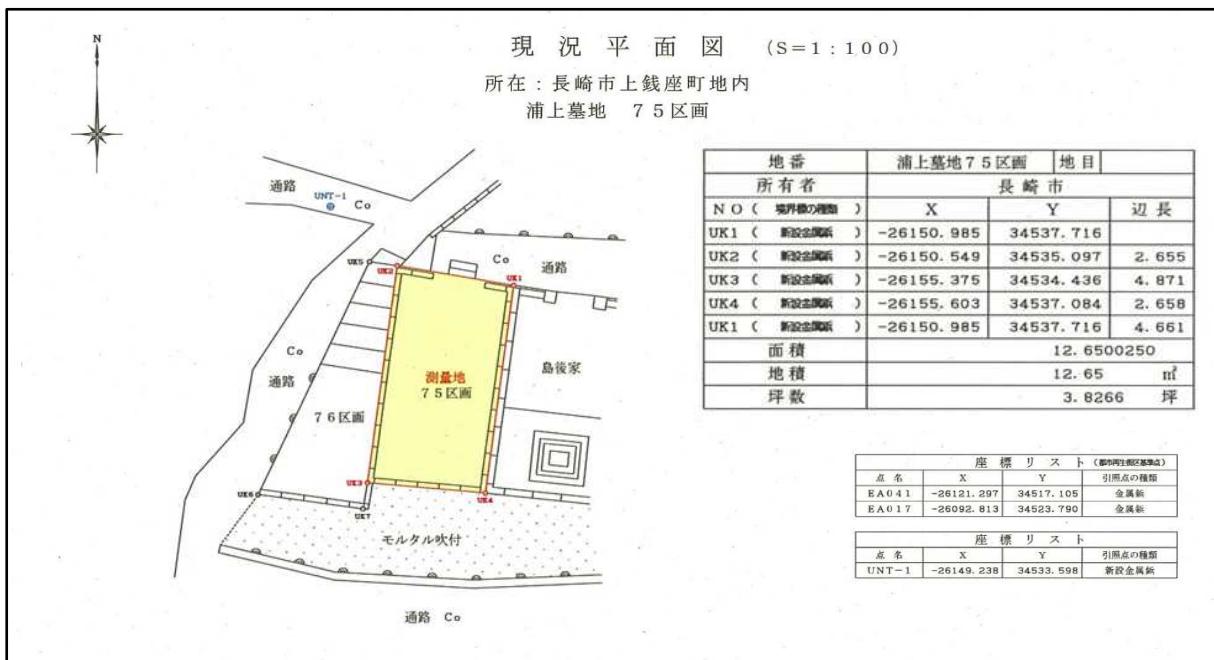


※擁壁等に接している区画内の工作物（石塀等）は壊せません。

イ 浦上墓地 69区画 平面図及び写真



ウ 浦上墓地 75区画 平面図及び写真



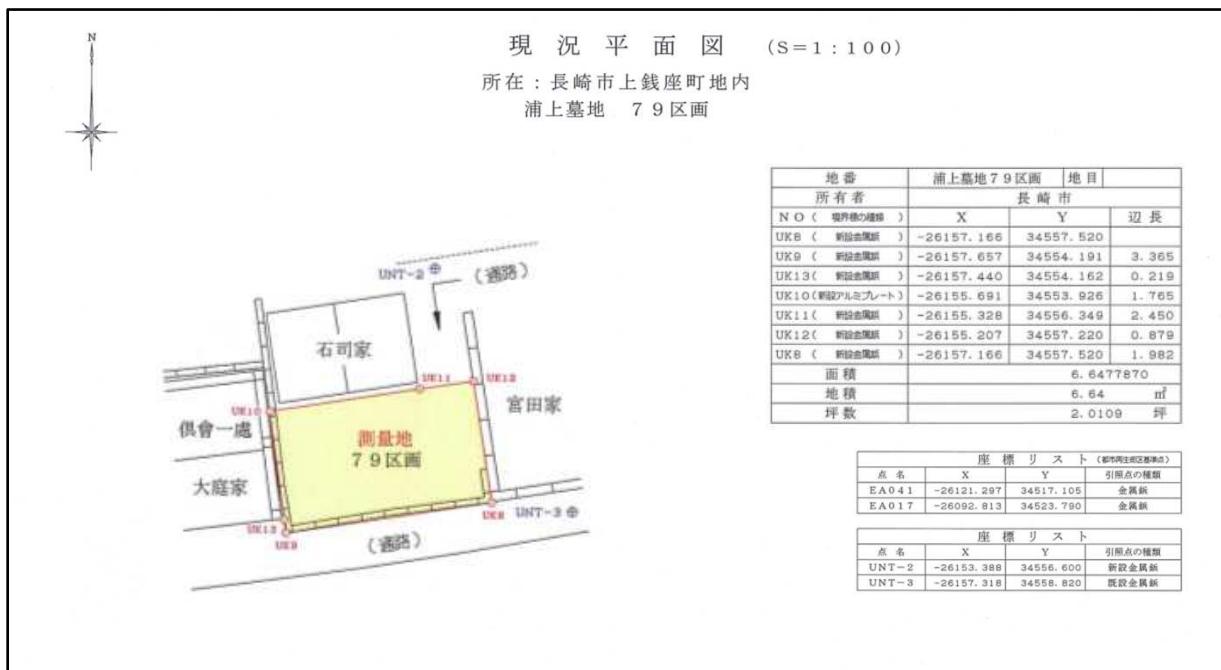
※法面等に接している区画内の工作物（石塀等）は壊せません。

工 浦上墓地 76区画 平面図及び写真



※法面等に接している区画内の工作物（石塀等）は壊せません。

才 浦上墓地 79区画 平面図及び写真



※通路等に接している区画内の工作物（石塀等）は壊せません。

(2) 住吉墓地（位置図）

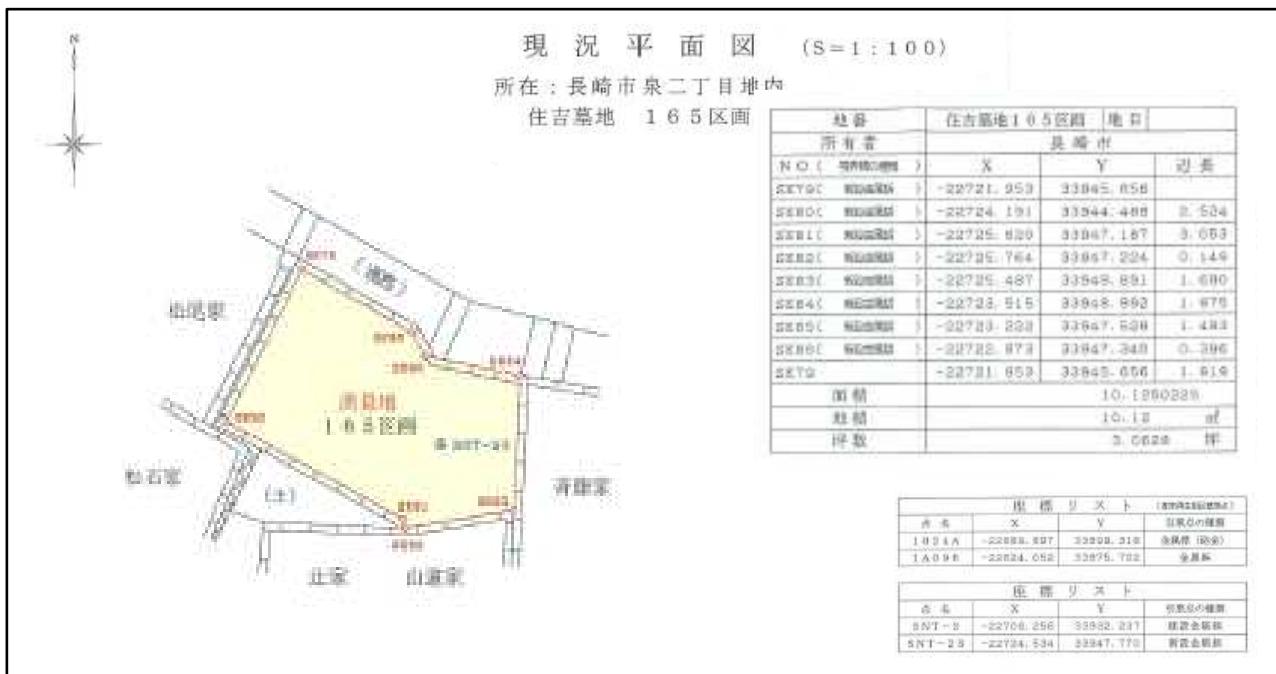


※国土地理院地図を用いて作成

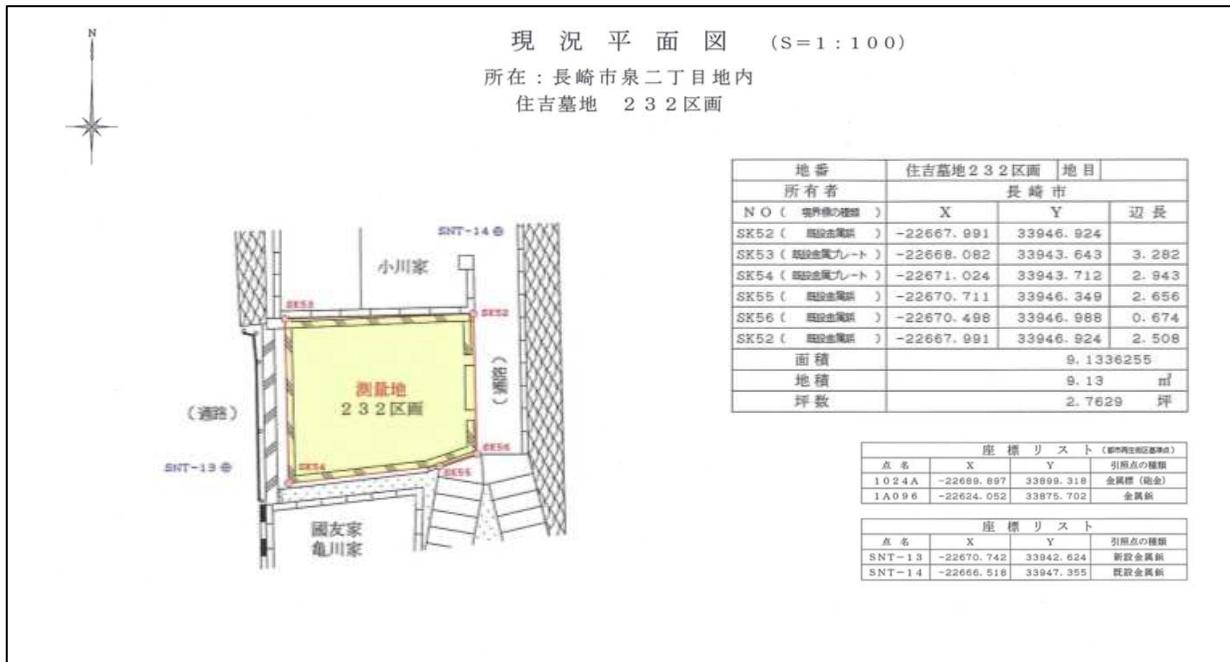
住吉墓地（区画図） 募集6区画



ア 住吉墓地 165区画 平面図及び写真



イ 住吉墓地 232区画 平面図及び写真



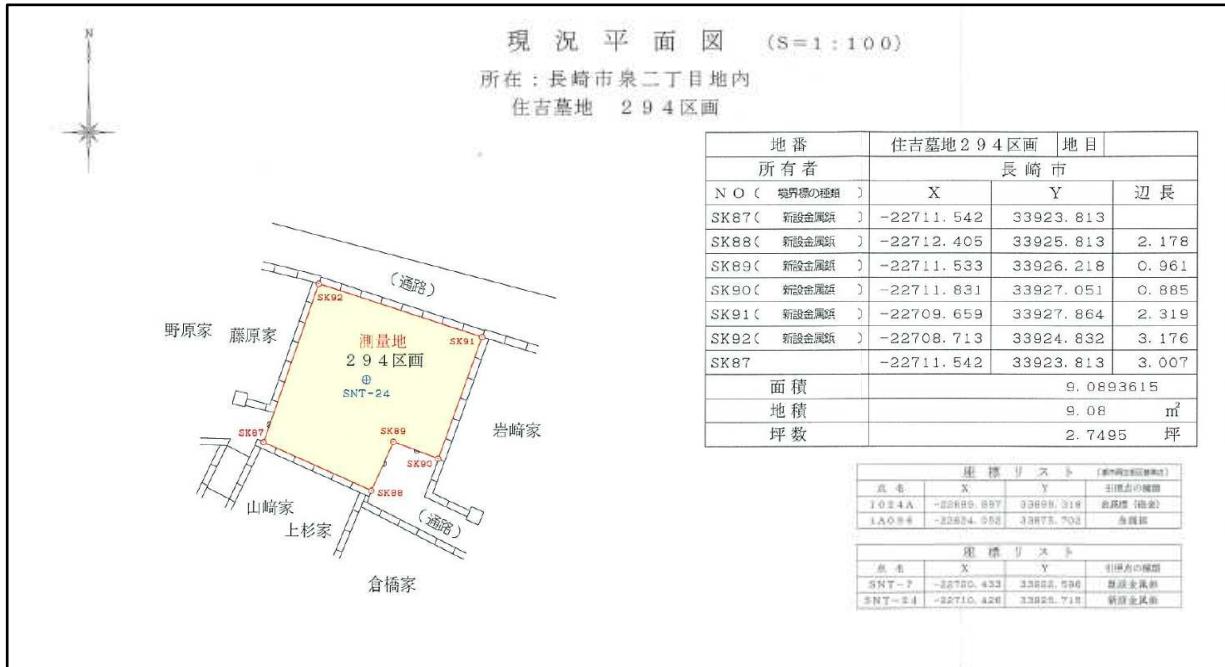
※擁壁等に接している区画内の工作物（石塀等）は壊せません。

ウ 住吉墓地 245区画 平面図及び写真



※擁壁等に接している区画内の工作物（石塀等）は壊せません。

工 住吉墓地 294区画 平面図及び写真



才 住吉墓地 304区画 平面図及び写真



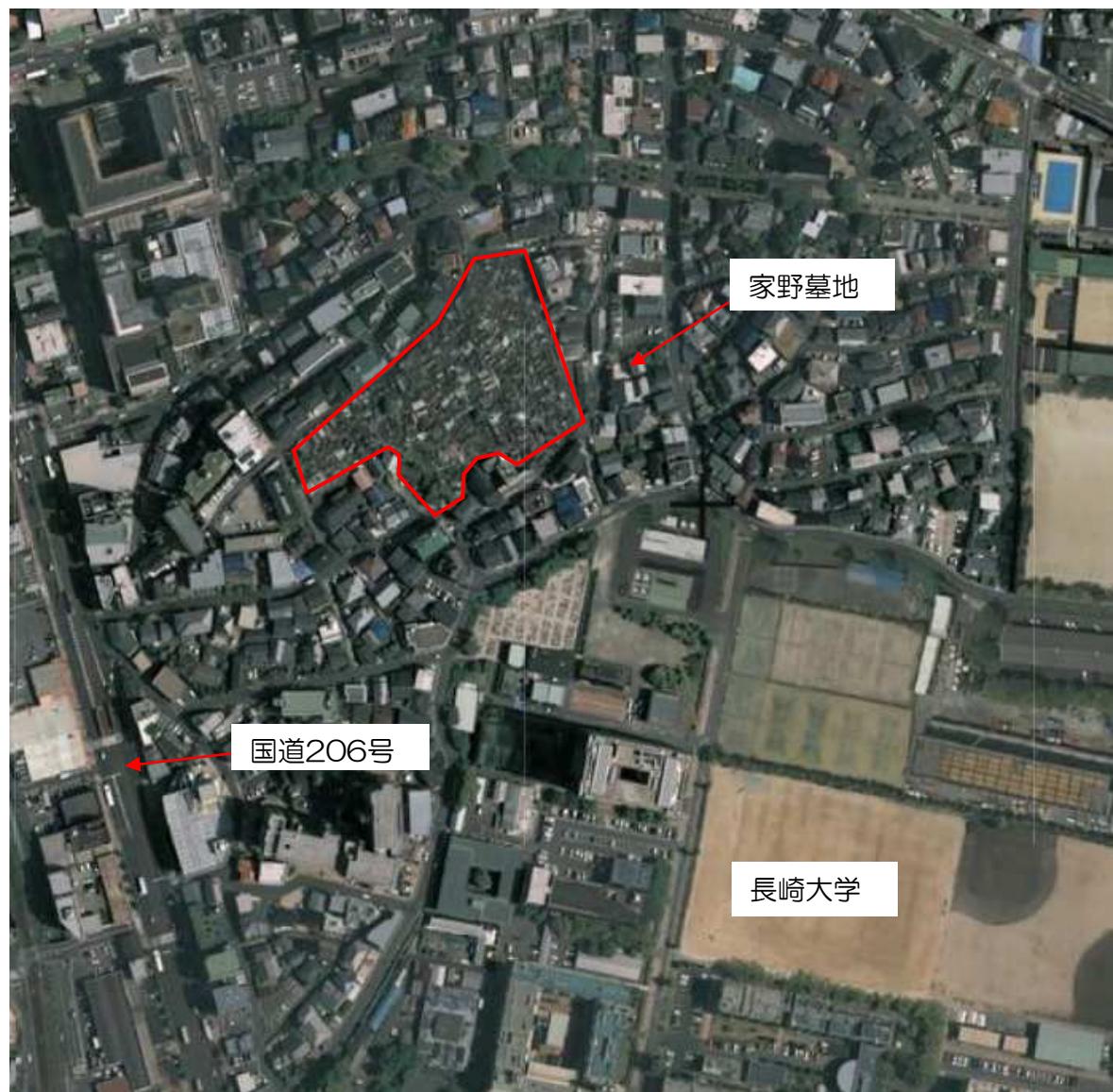
※通路等に接している区画内の工作物（石塀等）は壊せません。

力 住吉墓地 325区画 平面図及び写真



※法面等に接している区画内の工作物（石塀等）は壊せません。

(3) 家野墓地（位置図）

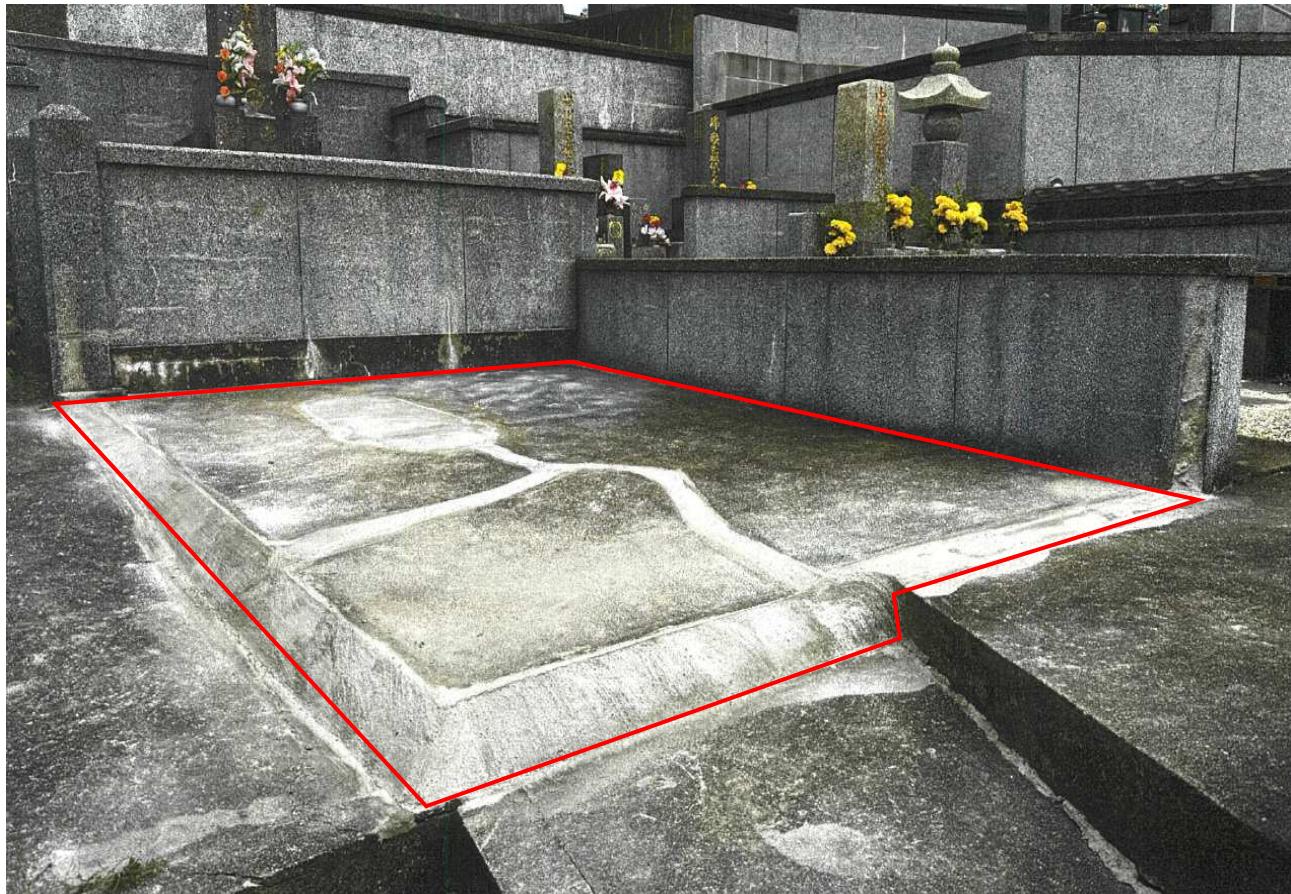


※国土地理院地図を用いて作成

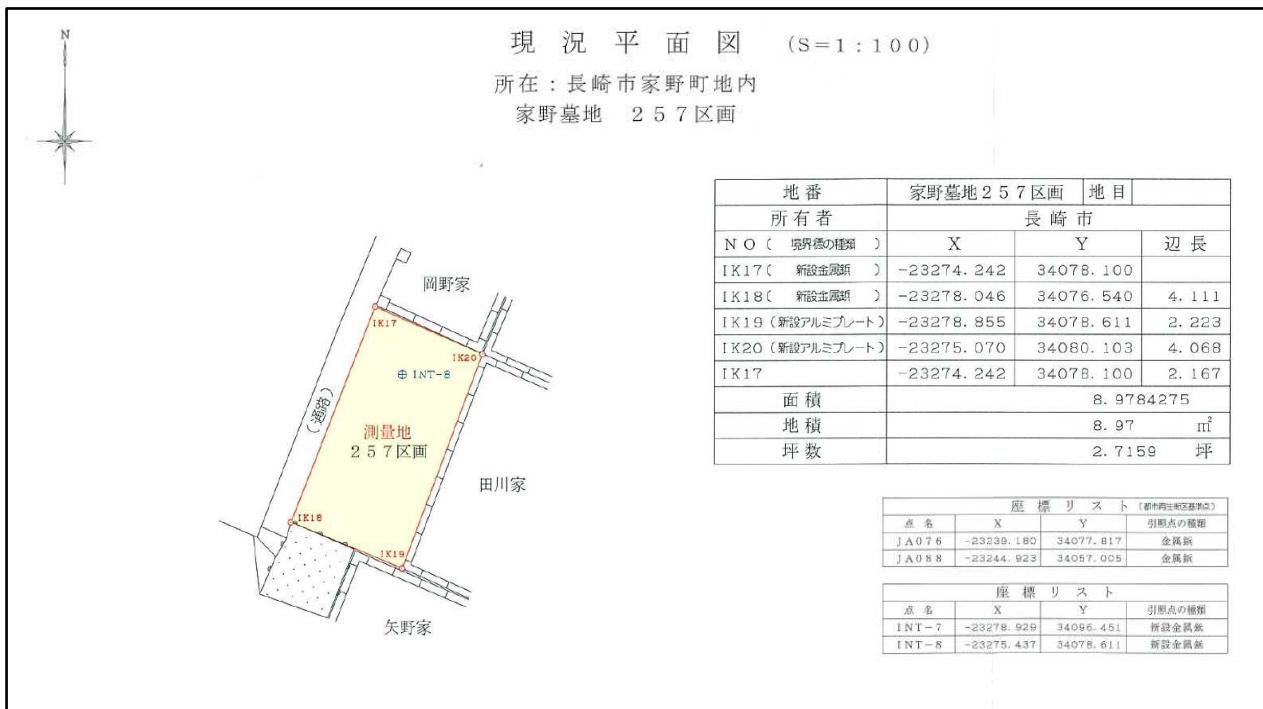
家野墓地（区画図） 募集3区画



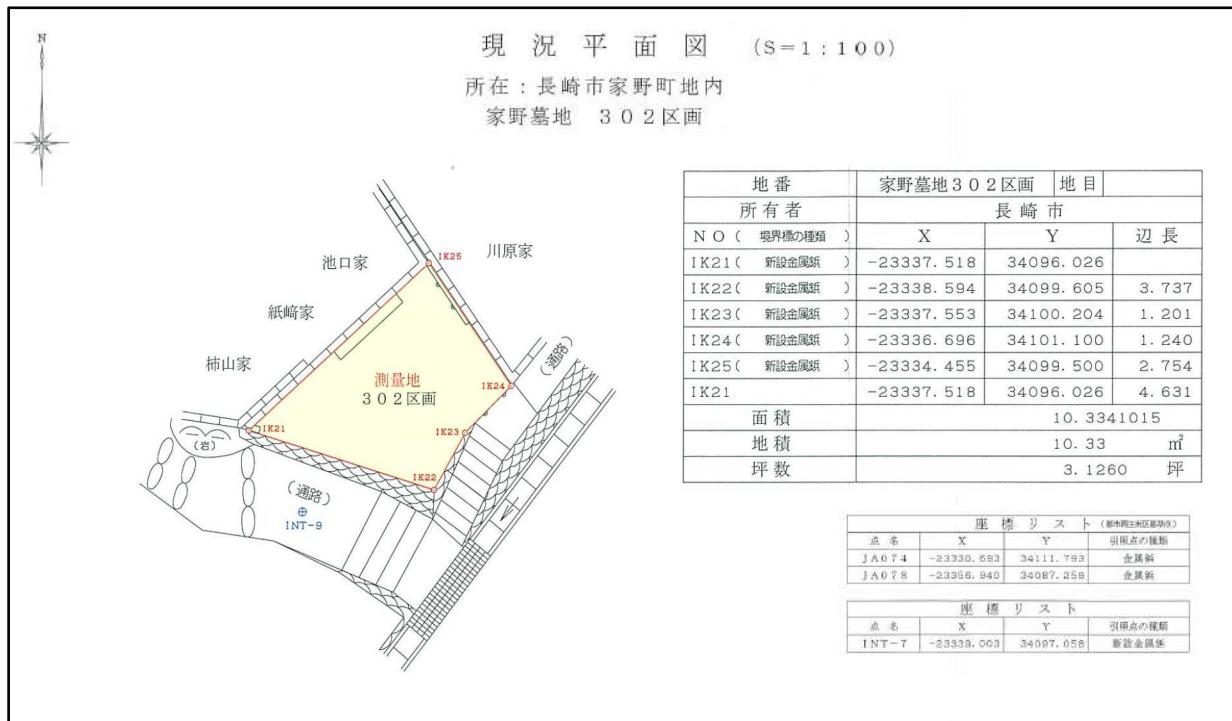
ア 家野墓地 77区画 平面図及び写真



イ 家野墓地 257区画 平面図及び写真



ウ 家野墓地 302区画 平面図及び写真



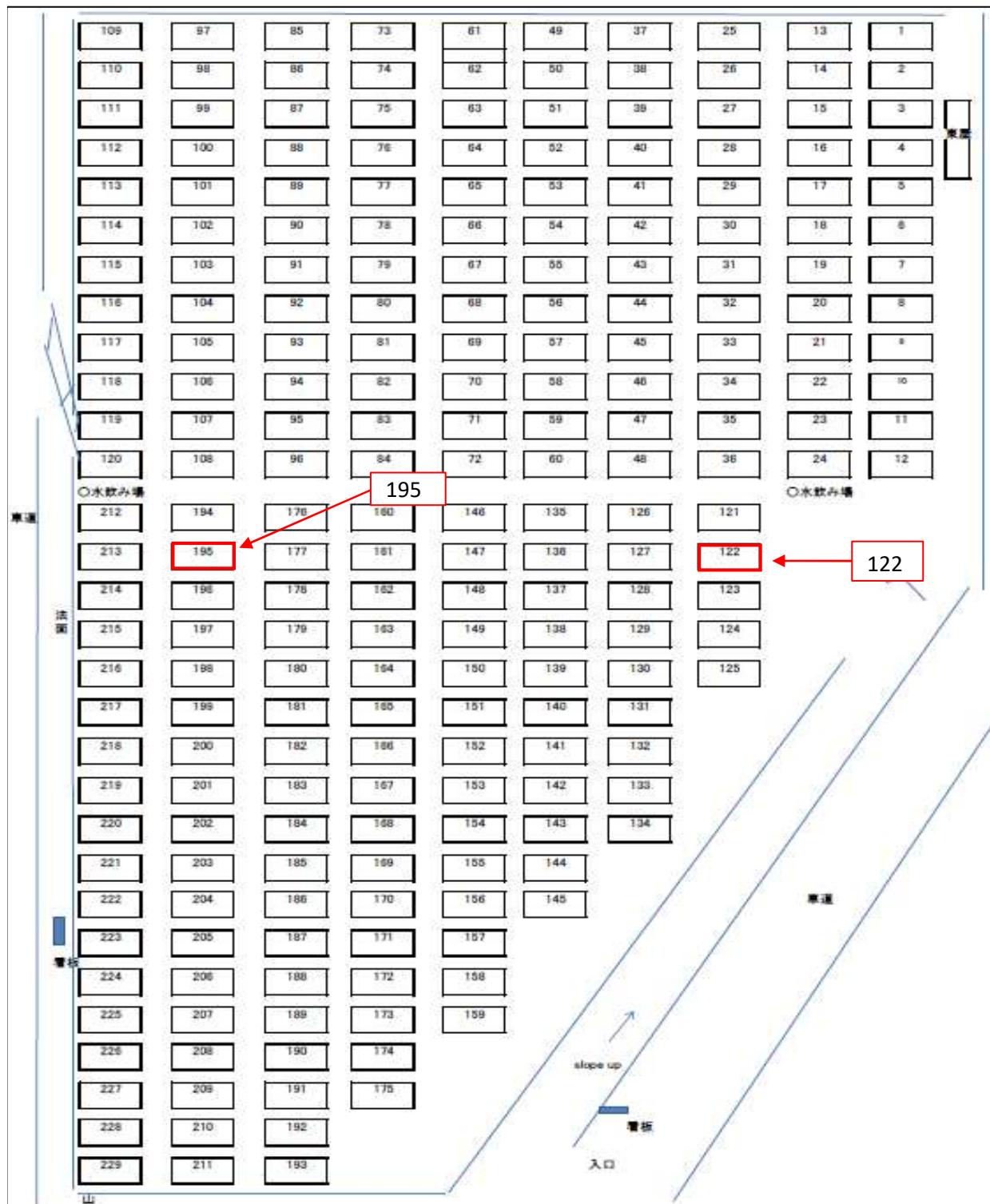
※擁壁に接している区内の工作物（石塀等）は壊せません。

(4) 香焼中央墓地（位置図）



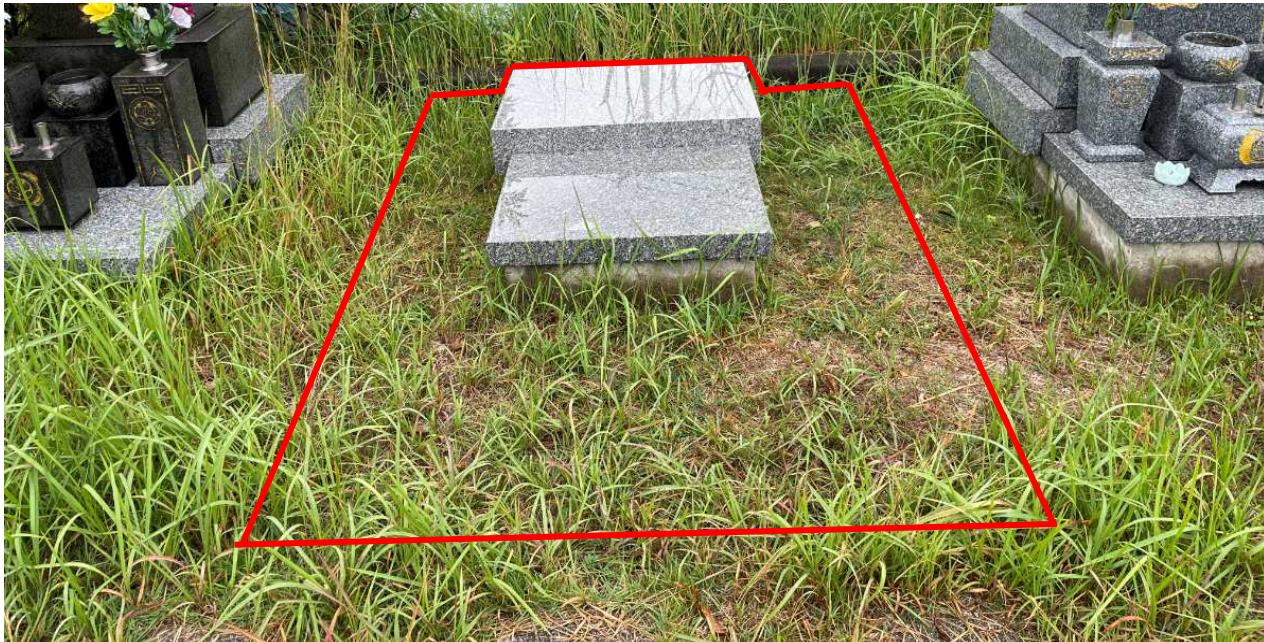
※国土地理院地図を用いて作成

香焼中央墓地（区画図） 募集2区画



ア 香焼中央墓地 122区画 平面図及び写真

規格			設置基準
高さ	奥行	幅員	
台石からの垂直距離が1,200ミリメートル未満	580ミリメートル未満	830ミリメートル未満	1区画につき1基とする。



イ 香焼中央墓地 195区画 平面図及び写真

規格			設置基準
高さ	奥行	幅員	
台石からの垂直距離が1,200ミリメートル未満	580ミリメートル未満	830ミリメートル未満	1区画につき1基とする。



4 市有墓地利用申込書

長崎市長 様

長崎市有墓地条例に基づき、次のとおり市有墓地の利用を申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申し込みを無効とされ又は墓地の返還を請求されても異議の申し立てを致しません。

令和 年 月 日

(ふりがな)
申込者氏名 _____

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

〒 — 住所 長崎市
自宅電話番号 — —
他の電話番号 — —

○ 墓地を必要としている理由(1 の場合は 1 に○を、2 の場合は理由を記入して下さい。)

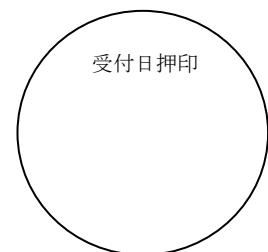
- 1 墓地を持たず家族の遺骨を納骨できないため
2 その他 ()

○申し込む墓地の名称・区画 _____ 墓地 区画

受付番号 (市で記入する)	
くじ番号(任意の3桁の数字) (申込者が記入する)	

切り取り (市で切り取って下を渡す)
(申込者保管分)

墓地 区画



受付番号 (市で記入する)	
くじ番号(任意の3桁の数字) (上記くじ番号を市で記入する)	

5 市有墓地申込取消届（抽選申込を取り消す場合）

長崎市長 様

市有墓地利用申込書を提出し応募しましたが、次の理由により申し込みを取り消します。

申込墓地・区画 _____ 墓地 _____ 区画

受付番号 _____ 番

取 消 理 由

令和 年 月 日

氏名 _____

住所 _____

6 (参考) 市有墓地使用料の改定について(お知らせ)

市有墓地使用料については令和8年4月1日から次のとおり改定されます。

(この墓地募集においては変更ありません)

墓地名	項目	使用料(単位:円)	
		~令和8年3月31日	令和8年4月1日~
浦上墓地	1m ² あたりの使用料	48,000	
昭和墓地	1m ² あたりの使用料	60,000	
住吉墓地	1m ² あたりの使用料	60,000	
家野墓地	1m ² あたりの使用料	60,000	
香焼中央墓地	1m ² あたりの使用料 (1区画あたりの使用料)	83,333 (400,000)	72,480
大浦国際墓地	1m ² あたりの使用料	70,000	
坂本国際墓地	1m ² あたりの使用料	70,000	

【問合せ先】

〒850-8685

長崎市魚の町4-1

長崎市役所 10階 資産経営課 担当 松永

TEL 095-829-1127

FAX 095-829-1248